（財務事務官）
従六位に叙する　高橋　安年
正七位に叙する　伊藤　文吉
従七位に叙する（以上十月十四日）　齊藤　利弘
正五位に叙する　安藤　源一
従五位に叙する　今井　勉
正六位に叙する（各通）　飯塚　孝尊
従六位に叙する（以上十月十五日）　稲守　孝夫
従三位に叙する　渕上　義則
従四位に叙する（各通）　細野　進
従六位に叙する（各通）　堀江　安行
（一等海尉）
正七位に叙する　佐々木貴志
従七位に叙する（以上十月十六日）　小川　高史
正六位に叙する　吉野　廣久
従七位に叙する（以上十月十八日）　岡田　角雄
正五位に叙する（十月十九日）　高野　晟
従五位に叙する（十月二十一日）　松原　安昭
○叙勲
旭日双光章を授ける　内沼　宗雄
旭日双光章を授ける　井上　學
旭日単光章を授ける（各通）（以上十月十日）　後迫　正光
（和歌山県有田川町議会議員）　坂上東洋士
旭日双光章を授ける　森　隆士
旭日単光章を授ける（以上十月十一日）　百武　弘之
（唐津市議会議員）
旭日双光章を授ける　池田　豊
（和歌山県紀美野町議会議員）　木村　壽男
旭日単光章を授ける（各通）（以上十月十二日）　佐藤　照雄
寺澤　末雄　杉野　米三
旭日単光章を授ける（各通）（十月十三日）　吉本　堅
粟野　五男　高井　昭徳　松本　文作
（名古屋工業大学名誉教授）　河野元二郎
瑞宝中綬章を授ける　阿座上　孝
浅利　彰　栗原　勝
瑞宝小綬章を授ける（各通）　兼頼　邦久
高橋　直樹　宮内　敏幸
大木　光夫　小林　扶　菅原　邦男
瑞宝双光章を授ける（各通）　橋本　忠夫　丸山　郁夫
原田　義秋　若尾　仁郎
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上十月十日）　上籠　哲雄　梅津　彰
岩城　徹　浦　高嘉　小山田　晋　加藤　明
金子　武志　木山　徹　齋藤　求
竺原　章之　鈴木　徳治　茶鍋　敬
瑞宝双光章を授ける（各通）　渡邊　文雄　渡邉　義昭
近藤　哲夫　土橋　善矩
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上十月十一日）　山内　養三　山岡　哲雄
片岡　良二　山下一五郎
瑞宝小綬章を授ける（各通）　岩崎　榮一　近藤　和男
世羅　俊之　曽谷　幸男　菅原　精弥
千葉　末藏　辻　勲　丹野　精治
三浦孝治郎　宮脇　和雄　原田　紘
瑞宝双光章を授ける（各通）　草刈英太郎　坂本　光三　佐々木一朗
鈴木　俊男　平塚　勝美
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上十月十二日）　（福島大学名誉教授）　明珍　昭次
瑞宝中綬章を授ける　齋藤　正史　竹山　一郎
瑞宝小綬章を授ける（各通）　荒木　忠尚　井町　友昭　岡村　敏雄
川田　宏　坂中喬一郎　佐藤忠三郎
島村　稔　春藤　幸生　田中　一馬
中村　耕三　野津　頼滿　三村賢治郎
宮本　榮吉　吉沢　実
瑞宝双光章を授ける（各通）　石井　庸信　小野　彰一　笠井　和夫
片桐　忠次　狩野三津雄　迫田　清光
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上十月十三日）　伊藤　文吉
高橋　安年
（財務事務官）
瑞宝双光章を授ける（各通）　千葉　秀俊
瑞宝単光章を授ける（以上十月十四日）　安藤　源一
瑞宝双光章を授ける　今井　勉　花田　義行
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上十月十五日）　細野　進　堀江　安行
瑞宝双光章を授ける（各通）　小川　高史
瑞宝単光章を授ける（以上十月十六日）　吉野　廣久
瑞宝双光章を授ける（十月十八日）

皇室事項

御見舞電報
天皇陛下は、フィリピン国で発生した台風による災害につき、十一月十四日同国大統領閣下へ御見舞電報を発せられた。
御祝電
天皇陛下は、十一月十五日ベルギー国国王陛下の命名祝日につき、同月十四日御祝電を発せられた。

官庁報告

労　働

労働保険審査官及び労働保険審査会法第５条の規定に基づく関係労働者を代表する者の候補者の推薦について
今般、岐阜労働局の関係労働者を代表する者松井康司の辞任の申し出に伴い、労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和31年法律第126号）第５条及び同法施行令（昭和31年政令第248号）第２条第２項の規定に基づき、補欠の関係労働者を代表する者を指名したいので、資格ある労働者団体は、下記により関係労働者を代表する者の候補者を推薦されたい。
平成25年11月18日
厚生労働大臣　田村　憲久

記

1　推薦資格　雇用保険の被保険者が加入している労働者団体であって、岐阜労働局の管轄区域内に組織を有するものであること。
2　推薦手続　推薦に当たっては、別紙様式の推薦書の正本及び副本に履歴書２部を添付して提出すること。
3　推薦締切日　平成25年12月２日
4　推薦書及び添付書類の提出場所　岐阜労働局職業安定部職業安定課
様式

平成　年　月　日
厚生労働大臣　殿
団体名及びその代表者名
印

労働保険審査官及び労働保険審査会法第５条の規定に基づく関係労働者を代表する者の候補者として、下記の者を推薦します。

氏名	年齢	所属団体名及び当該所属団体における地位	略歴	備考

（注）1　所属団体名及び当該所属団体における地位の欄には、被推薦者の所属する団体及び当該所属団体における地位（２以上ある場合は、その全部を列挙する。）を記入すること。
2　略歴の欄には、被推薦者の所属し、又は所属していた団体における略歴を記入すること。

最低賃金の改正決定に関する公示
福島労働局最低賃金公示第３号
最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、福島県非鉄金属製造業最低賃金（平成20年福島労働局最低賃金公示第６号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。
平成25年11月18日
福島労働局長　河合　智則
第４号中「１時間778円」を「１時間789円」に改める。